

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 2 8 日

千葉地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定手続の表示

手続番号 令和 8 年第 1 5 号

対象土地 千葉市緑区大高町 4 4 番 1 0

千葉市緑区大高町 4 4 番 9

手続番号 令和 8 年第 1 6 号

対象土地 千葉市緑区大高町 4 4 番 1 4

千葉市緑区大高町 4 4 番 9

2 関係人の氏名

河野悟

3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定の手続に係る測量の実施の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。